

生産性革命の実現に向けた 固定資産税の課税標準の特例



総務部税務課
☎22-1121

◆生産性革命の実現に向けた固定資産税の課税標準の特例とは

下記の「対象となる方」が、新規に「事業用家屋」と「構築物」の設備投資を行った場合、固定資産税の負担を軽減するものです。

◆対象となる方は

- ◇先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等（個人①、法人②）
- ①常時使用する従業員が1,000人以下の個人
- ②資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

◆特例の内容は

資産取得年の翌年度から3年間、固定資産税を「ゼロ」とします。

◆特例の期限は 令和5年3月31日まで

◆申請期限は

資産取得年	申請期限
令和2年中	令和3年1月31日まで
令和3年中	令和4年1月31日まで
令和4年中	令和5年1月31日まで
令和5年中 (1～3月取得分)	令和6年1月31日まで

◆申請に必要なもの

- ◇工業会が交付する証明書の写し
- ◇市が交付する「先端設備等導入計画（注2）」の認定書の写し
- ◇認定を受けた「先端設備導入計画」の写し

（注2）「先端設備等導入計画」のお問合せ先
商工観光部産業戦略課 ☎22-1220

（4）その他の支援

新型コロナウイルス緊急雇用対策事業として 会計年度任用職員を募集します



総務部人事課
☎22-1159

◆対象となる方は

市内に居住又は実家が市内にある方で次のいずれかの要件を満たす方

1. 本年3月に、高等学校、大学（専門学校、短期大学、高等専門学校、大学院を含む。）を卒業（修業）し、令和2年4月採用予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、就職先の内定（採用）を取り消された方
2. 本年3月に、高等学校、大学（専門学校、短期大学、高等専門学校、大学院を含む。）を卒業（修業）した方で、雇用されていた就職先から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による企業の都合で、離職を余儀なくされた方（雇用期間が6ヶ月未満に限る。）

◆募集人員は 5人

◆募集職種は 事務補助員

◆募集期限は 令和2年10月30日まで

◆任用期間は

任用の日から令和3年3月31日まで
（最大9ヶ月間）

◆勤務時間は 週4日程度（週31時間以内）

◆申込に必要なもの

- ◇会計年度任用職員採用試験申込書
- ◇内定取消・離職状況申告書

※募集要項及び申込書は栗原市Webサイト、市人事課で配布

令和2年度栗原市奨学金貸与事業 奨学生を追加募集します



教育部教育総務課
☎42-3511

◆対象となる方は

勉学する意欲がありながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したことにより、修学が困難となった学生

◆募集期限は 令和2年7月31日まで

◆選考方法は 市奨学生選考委員会で選考

◆貸与月額は

- ◇高等学校 15,000円以内
- ◇高等専門学校、専修学校 25,000円以内
- ◇短期大学、大学、東北職業能力開発大学校 40,000円以内

◆申請に必要なもの

奨学金貸与申請書、奨学生調査書（成績証明書）、在学証明書、市・県民税所得課税証明書、世帯全員の住民票、その他

※詳しくは問い合わせください